

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・**延長**）

（国土交通省）

制 度 名		中小企業等の貸倒引当金の特例													
税 目		法人税（租税特別措置法第 57 条の 10、第 68 条の 59）													
要 望 の 内 容	<p>期末資本金が 1 億円以下の中小企業等については、貸倒引当金の繰入限度額の計算は、貸倒実績率によらずに法定繰入率によることができることとされているが、事業協同組合等（以下「組合」という。）については、さらに法定繰入率（※）の 16%増しとすることが認められているもので、本制度の適用期限を 2 年間延長する。</p> <p>（※）法定繰入率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>法定繰入率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>卸・小売業</td> <td>10 / 1000</td> </tr> <tr> <td>製造業</td> <td>8 / 1000</td> </tr> <tr> <td>金融・保険業</td> <td>3 / 1000</td> </tr> <tr> <td>割賦販売小売業</td> <td>13 / 1000</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>6 / 1000</td> </tr> </tbody> </table>			業種	法定繰入率	卸・小売業	10 / 1000	製造業	8 / 1000	金融・保険業	3 / 1000	割賦販売小売業	13 / 1000	その他	6 / 1000
	業種	法定繰入率													
卸・小売業	10 / 1000														
製造業	8 / 1000														
金融・保険業	3 / 1000														
割賦販売小売業	13 / 1000														
その他	6 / 1000														
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 百万円 （ — 百万円）												
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>中小企業の経営基盤の強化を図るため、①中小企業の貸倒引当金の繰入れに係る事務負担の軽減を図るとともに、②組合における貸倒引当率を増加させることにより、中小企業の事業基盤の安定化及び、組合の健全な取引活動を支援する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>組合が実施する共同経済事業は、営利性を強く有するものではなく、剰余が発生しにくいものである。共同経済事業の内容に応じて、売掛債権（原材料の共同購入）、貸付債権（資金の貸付）、金銭債権（共同販売）を有することとなり、その取引先は現在の経済情勢の下で倒産する確率が高い中小企業が多い。仮に取引先が倒産した場合には、組合事業の停滞などにより、その損害や取引不安が組合や組合員はもとより、組合の債権者等にまで連鎖的に波及することが懸念される。また、組合員は原材料等の仕入れや製品の販売等において共同経済事業に依存していることから、組合員の経営に甚大な影響を及ぼすおそれがある。</p>														
	今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系 における 政策目的の 位置付け	<p>政策目標：9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護</p> <p>施策目標：35 建設市場の整備を推進する</p> <p>政策目標：5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保</p> <p>施策目標：18 自動車の安全性を高める に包含</p>											
政策の 達成目標			<p>中小企業の事業基盤の安定化及び組合の取引活動の健全化を図るため、業種ごとに中小企業（法人全般）よりも低い水準に留まっている組合の貸倒引当率を、中小企業（法人全般）並の水準まで引き上げる。本税制措置による組合の経営基盤の強化により、組合の貸倒リスクに対する資金繰りは改善の兆しが見え始めてきた。しかし、依然として厳しい状況が続いているため、本特例による中小企業組合の経営基盤の強化は、引き続き必要である。</p> <p>【資金繰り D I の推移（前年同月比）】</p>												

- 平成20年9月期 ▲44.0
- 平成20年12月期 ▲53.8
- 平成21年3月期 ▲57.4
- 平成21年6月期 ▲51.3
- 平成21年9月期 ▲49.1
- 平成21年12月期 ▲47.7
- 平成22年3月期 ▲36.4
- 平成22年6月期 ▲29.6

(出典：全国中小企業団体中央会「中小企業月次景況調査」)  
(調査対象：2,700組合の役職員)

租税特別措置の適用又は延長期間

2年間

同上の期間中の達成目標

中小企業の事業基盤の安定化及び組合の取引活動の健全化を図るため、業種ごとに中小企業（法人全般）よりも低い水準に留まっている組合の貸倒引当率を、中小企業（法人全般）並の水準まで引き上げる。

【主な業種の貸倒引当率の比較】

	中小企業 (法人全般)	組 合	
		H20年度	H21年度
卸小売業	1.65%	1.09%	1.11%
製造業	1.71%	1.67%	1.69%
割賦販売小売業	2.42%	2.04%	1.24%
サービス業	—	1.13%	1.25%
建設業	2.66%	2.41%	2.64%
運輸業	1.77%	2.09%	2.13%

(出典：中小企業（法人全般） 民間データベース等の情報をもとに中小企業庁推計（平成20年11月）、組合 全国中央会調査）

政策目標の達成状況

主な業種の貸倒引当率を中小企業と比較すると、卸小売業は組合1.11%対中小企業1.65%、以下、製造業は組合1.69%対1.71%、割賦販売小売業は組合1.24%対2.42%と依然として低い水準に留まっている。

なお、割賦販売小売業については、平成18年貸金業法の改正に伴い、貸倒引当率は減少傾向にある。現下の厳しい経済情勢により、組合における貸倒件数は年々増加傾向にあり、未だ組合の経営基盤の安定・強化に十分な引当金の繰入れが困難な状況になっている。

【貸倒発生組合数及び貸倒発生件数の推移】

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
発生組合数	846	754	773	828	911
発生件数	15,228	2,262	2,319	3,972	2,186

(出典：全国中小企業団体中央会調査による推計)

要望の措置の適用見込み

○適用事業者数  
815組合

有効性

要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)

民間における受給ギャップが深刻化する中、中小企業の倒産比率が高水準で推移している。組合の主力事業である共同購買等の貸倒れにより、組合事業が停滞することは、組合・組合員はもとより、その債権者を巻き込んだ多数の関係企業の事業継続を困難にさせる。なお、組合は、経済情勢に対応した貸倒引当金を設定し貸倒れに備えている。

本税制措置を継続し、組合の共同事業の破綻を回避することによって、貸倒リスクの連鎖化に歯止めをかけ、企業が集積する地域経済への悪影響を回避する。

【中小企業倒産比率の推移】

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
倒産比率	1.27%	1.02%	1.16%	1.5%	1.50%

(出典：中小企業白書、法務省「登記統計」の情報をもとに算出)

		<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p>	<p>【国税】  ○法人税率の軽減（法人税法第66条、同法第99条）  ○加入金の益金不算入（法人税法第22条、同法第2条）  ○事業利用分量配当の損金算入（法人税法第60条の2）  ○留保所得の特別控除制度（租税法第61条、同法施行令第37条）等  【地方税】  ○事業税の軽減税率の適用（地方税法第72条の12）  ○事務所及び倉庫の固定資産税の非課税（地方税法第348条）等</p>
		<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>本税制措置と同一の目的・対象要件で交付される補助金等は存在しない。  なお、組合に対しては、その全所得に対して法人税が課税されるが、組合は、営利を目的とせず、組合員の共同の利益の増進を目的とするものであるため、法人税率の22%の軽減税率が適用されているほか、貸倒引当金の特例、留保所得の特別控除等各般の税制上の支援措置が講じられている。</p>
	<p>相当性</p>	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>法人税率の22%の軽減税率は、以下の特徴を有するが故に内部留保の充実が不可欠であることから、その充実を目的としている。  (1) 組合は、信用力、資金調達力が弱い中小企業が不足する経営資源の相互補完を図りつつ、協同して事業に取り組むために設立。  (2) 組合は、具体的には、共同購入、資金の貸付け、共同販売、共同施設の設置等による経営体質改善、生産性の向上、新たな設備の導入を図るための事業等を行うが、これらの共同経済事業は、営利性があるものではなく、剰余が発生しにくいものとなっている。また、中小企業の集合体であるため財務基盤が脆弱。  貸倒引当金の特例については、貸倒リスクを伴う共同経済事業を行う組合が、貸倒れによって内部留保が毀損することを防止し、また、組合員への影響を防止するという消極的な内部留保の充実を目的としており、法定繰入率を用いて算出した繰入限度額の16%増しとすることが認められている。  留保所得の特別控除は、出資総額1億円以下の財務基盤が脆弱な組合に限定され、中でも設立後10年以下の組合を中心に更なる内部留保を図るため、剰余金の32%を損金算入することが認められている。  以上の3つの支援措置は、いずれも内部留保の充実に関わるものではあるが、  (1) 軽減税率により全ての組合について共通に内部留保の充実を図り、  (2) 貸倒引当金の特例により、組合が行う事業のリスクに対応した形での引当の上積を認めるものであり、その結果、中小企業全般の連鎖倒産を防止する効果をもたらし、組合が実施する共同事業の継続性と組合員の利益の保護を図り、  (3) 特に財務基盤の弱い組合に対しては、留保所得の特別控除により内部留保の充実を加速させる  こととしており、それぞれ、内部留保の充実を図ることの対象又は目的が異なり、これらの3つの特例措置を相互に活用することで組合の経営基盤の安定、かつ中小企業の経営基盤の強化につながる。  また、組合が利用できる他の税制として、持分調整金としての加入金の益金不算入（法人税法22条）、徴収しすぎた賦課金の返還を目的とした事業利用分量配当の損金算入（法人税法60条の2）等があるが、これらの措置はいずれも組合の事業遂行上、必要な措置となっている。なお、地方は、本制度が活用されることにより、地域の同業種を網羅する組合が安定した財政基盤の上で事業を行うことにより裨益されるものである。</p>

		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>組合の取引先が倒産した場合、組合事業の停滞などにより、その損害や取引不安が組合や組合員はもとより、組合の債権者等にまで連鎖的に波及する。          組合員は共同経済事業に依存していることから、そのリスクは個々の組合員の事業存続に甚大な影響を及ぼす。          貸倒引当金の繰入れを十分に行うことによって、その損害や取引リスクを軽減することによって、組合の健全な発展と組合員及び債権者の企業経営も継続可能となる。          また、1組合当たりの平均事務職員数1,97人（平成19年3月全国中小企業団体中央会「中小企業組合実態調査」）である組合の実態に鑑みれば、貸倒実績率ベースでの引当では組合の経理事務の負担が重くなり、法定繰入率ベースとなる本税制措置による支援が効果的である。          組合が貸倒引当金を十分に繰り入れるためには、組合員等への影響の大きさに鑑み、引当金の繰入率の割増を継続することが有効である。</p>																																																						
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>○適用組合数（サンプル調査による推計）          平成19年度 844組合          平成20年度 924組合          平成21年度 815組合</p> <p>○適用実績（サンプル調査による推計）          平成19年度 36百万円          平成20年度 40百万円          平成21年度 34百万円</p> <p>なお、貸倒引当金の繰入実施組合は全体の2割程度となっているが、平成19年3月の全国中央会「中小企業組合実態調査」によると、組合の重点事業として「共同購買・仕入事業」「共同販売事業」が上位を占め、債権回収リスクが比較的高い事業（原材料の共同仕入れ、共同販売など）を実施している組合は全体の約2割であり、本税制は実質的な適用対象組合にはほぼ利用されている。また、本税制措置は幅広い業種で利用されている。</p> <p>【組合の重点事業の割合】</p> <table border="1" data-bbox="549 1234 1461 1431"> <thead> <tr> <th></th> <th>重点事業としている組合の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共同購買・仕入事業</td> <td>26.9%</td> </tr> <tr> <td>共同販売事業</td> <td>13.5%</td> </tr> <tr> <td>事業資金の貸付事業</td> <td>6.4%</td> </tr> <tr> <td>クレジット事業、前払式証票事業</td> <td>2.8%</td> </tr> <tr> <td>金融機関に対する債務保証事業</td> <td>2.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>（出典：平成19年3月全国中小企業団体中央会「中小企業組合実態調査」回答組合母数：13,158組合）</p> <p>【引当実施組合の業種別割合の推移】</p> <table border="1" data-bbox="549 1563 1445 1794"> <thead> <tr> <th></th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度</th> <th>H21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業</td> <td>29.8%</td> <td>31.1%</td> <td>32.2%</td> <td>27.4%</td> <td>34.9%</td> </tr> <tr> <td>建設業</td> <td>15.9%</td> <td>15.3%</td> <td>14.8%</td> <td>16.9%</td> <td>13.6%</td> </tr> <tr> <td>運輸業</td> <td>8.1%</td> <td>8.4%</td> <td>7.2%</td> <td>9.0%</td> <td>7.8%</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>6.3%</td> <td>6.9%</td> <td>6.3%</td> <td>6.3%</td> <td>7.5%</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>13.8%</td> <td>13.5%</td> <td>14.5%</td> <td>13.0%</td> <td>13.9%</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>16.1%</td> <td>17.0%</td> <td>14.5%</td> <td>17.8%</td> <td>16.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>（出典：全国中小企業団体中央会調査）</p> <p>民間における需給ギャップが深刻化する中、中小企業の倒産比率が高水準で推移している。組合の主力事業である共同購買等の貸倒れにより、組合事業が停滞することは、組合・組合員はもとより、その債権者を巻き込んだ多数の関係企業の事業継続を困難にさせる。なお、組合は、経済情勢に対応した貸倒引当金を設定し貸倒に備えている。          本税制措置を継続し、組合の共同事業の破綻を回避することによって、貸倒リスクの連鎖化に歯止めをかけ、企業が集積する地域経済への悪影響を回避する。</p>		重点事業としている組合の割合	共同購買・仕入事業	26.9%	共同販売事業	13.5%	事業資金の貸付事業	6.4%	クレジット事業、前払式証票事業	2.8%	金融機関に対する債務保証事業	2.5%		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	製造業	29.8%	31.1%	32.2%	27.4%	34.9%	建設業	15.9%	15.3%	14.8%	16.9%	13.6%	運輸業	8.1%	8.4%	7.2%	9.0%	7.8%	卸売業	6.3%	6.9%	6.3%	6.3%	7.5%	小売業	13.8%	13.5%	14.5%	13.0%	13.9%	サービス業	16.1%	17.0%	14.5%	17.8%	16.2%
		重点事業としている組合の割合																																																							
共同購買・仕入事業	26.9%																																																								
共同販売事業	13.5%																																																								
事業資金の貸付事業	6.4%																																																								
クレジット事業、前払式証票事業	2.8%																																																								
金融機関に対する債務保証事業	2.5%																																																								
	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度																																																				
製造業	29.8%	31.1%	32.2%	27.4%	34.9%																																																				
建設業	15.9%	15.3%	14.8%	16.9%	13.6%																																																				
運輸業	8.1%	8.4%	7.2%	9.0%	7.8%																																																				
卸売業	6.3%	6.9%	6.3%	6.3%	7.5%																																																				
小売業	13.8%	13.5%	14.5%	13.0%	13.9%																																																				
サービス業	16.1%	17.0%	14.5%	17.8%	16.2%																																																				
<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>																																																									

		<p><b>【中小企業倒産比率の推移】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度</th> <th>H21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>倒産比率</td> <td>1.27%</td> <td>1.02%</td> <td>1.16%</td> <td>1.55%</td> <td>1.50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：中小企業白書、法務省「登記統計」の情報をもとに算出)</p>		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	倒産比率	1.27%	1.02%	1.16%	1.55%	1.50%						
	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度															
倒産比率	1.27%	1.02%	1.16%	1.55%	1.50%															
	前回要望時の達成目標	組合の経営基盤の安定、強化を図ることにより、組合が行う経済事業活動の活発化を図る。																		
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>現下の厳しい経済情勢により、組合における貸倒件数は年々増加傾向にあり、未だ組合の経営基盤の安定・強化に十分な引当金の繰入れが困難な状況になっている。</p> <p><b>【貸倒発生組合数及び貸倒発生件数の推移】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度</th> <th>H21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発生組合数</td> <td>846</td> <td>754</td> <td>773</td> <td>828</td> <td>911</td> </tr> <tr> <td>発生件数</td> <td>15,228</td> <td>2,262</td> <td>2,319</td> <td>3,972</td> <td>2,186</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：全国中小企業団体中央会調査)</p>		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	発生組合数	846	754	773	828	911	発生件数	15,228	2,262	2,319	3,972	2,186
	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度															
発生組合数	846	754	773	828	911															
発生件数	15,228	2,262	2,319	3,972	2,186															
	これまでの要望経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>○昭和25年度 貸倒準備金制度創設</li> <li>○昭和39年度 貸倒引当金への変更</li> <li>○昭和41年度 中小企業の特例創設 (割増率20%)</li> <li>○昭和55年度 中小企業の割増率の縮減 (割増率20%→16%)</li> <li>○平成12年度 公益法人等及び協同組合等を除き、廃止</li> <li>○平成17年度 2年延長</li> <li>○平成19年度 2年延長</li> <li>○平成21年度 2年延長</li> </ul>																		